

2024年10月3日

法務大臣 牧原 秀樹 殿

ロースクールと法曹の未来を創る会  
代表理事 久保利 英明

## 司法試験の合格者決定についての要請

### 第1 要請の趣旨

2024年度司法試験の合格者の決定にあたっては、合格者の数を少なくとも2,000人以上とするよう強く要請します。

### 第2 要請の理由

#### 1 法曹人口の増加が急務

##### (1) 世界に後れる日本

我が国は、他の先進国に比べ、ダイバーシティ&インクルージョンの取り組み、障がい者・性的マイノリティ・子ども等の人権への対応、環境問題、IT・創薬・バイオ・宇宙ビジネスなど多くの先端的かつ重要な分野で、規制改革や新しいルールの策定が遅れています。

また、現在、世界中の政府や企業が、ChatGPT等のAI技術、電気・水素自動車、自動運転、気候変動、暗号資産、再生医療、宇宙開発といった新しい分野で覇権を握るべく、激しい競争を繰り広げているにもかかわらず、我が国は、この競争で、他の先進国や中国に大きく水をあけられています。

これらの大きな原因は、他国と比べて、弁護士など法曹全体のマンパワーが不足していることにあります。実際、弁護士数は、日本が約4万5,000人であるのに対し（2024年8月26日時点）、アメリカが約133万人、イギリスとドイツが約17万人、フランスが約7万5000人です（2023年版弁護士白書より）。国民1万人あたりの弁護士数も、日本が3.63人であるのに対し、アメリカが39.44人、イギリスが25.37人、ドイツが19.97人、フランスが10.88人であり、我が国はまさに桁違いに少ない状況が続いています。

また、新たな分野の技術やビジネスに精通し、外国語を自在に操り、外国の政府や企業と交渉できる弁護士は、今の日本にはほとんどいないと

言っても過言ではありません。一方、中国は、人権派弁護士を弾圧する一方で、弁護士の増員を続けており、最近では年間 10 万人以上に弁護士に相当する法律資格職を与えているとされており、現在、約 70 万人の法律資格者が誕生しています。これは、中国が、こうした競争を勝ち抜くために、弁護士を増やす必要があることを理解しているからです。

## (2) 国内の問題も顕著化

法曹人口が少ないことによる問題は、国内でも顕著に表れています。すなわち、近年、我が国において、リーガル・リテラシー（世の中のあらゆる活動を法的な言葉と論理で表現し、理解する能力）が、著しく低い状態となっていることが問題視されています。我が国の企業のほとんどは中小企業が占めているところ、その多くが自社のみでは契約書の内容すら理解できない状態であり、ましてや法的な知見を踏まえた交渉など、到底、行うことはできません。

例えば、アメリカでは、法学部を持つ大学がなく、法学は法曹を養成する学校であるロースクールでのみ教えられるため、社会全体としてのリーガル・リテラシーは低くなります。そのため、アメリカは、130 万人をも超える弁護士を誕生させ、社会全体にリーガル・リテラシーを行き渡らせることができます。これは、我が国でいえば医師のようなもので、医師が医学の知識を独占しており、一般人は、『家庭の医学』程度の知識しかありません。そのため、現在では、34 万人を超える医師を誕生させ、これをカバーしています。

一方で、我が国では、法学部はあるものの、司法制度改革により、リーガル・リテラシーの担い手は、弁護士をはじめとする法曹に委ねられることになりましたが、それにもかかわらず、上記のとおり、弁護士数はわずか 4 万 5,000 人程度にとどまり、明らかに不足しています。

仮に、アメリカにおける 130 万人程度の弁護士の数を、人口比で日本の人口に置き換えると、弁護士が 49 万 1000 人程度となります。これのみをもってしても、いかに日本の人口が少なく、リーガル・リテラシーが行き渡っていないか明らかです。

## 2 弁護士需要は高まり続けている

### (1) 企業内における弁護士需要の増大

日本組織内弁護士協会（以下「JILA」といいます。）が公表している資料によると、わが国の企業内弁護士の数は、直近 10 年間（2015～2024 年度）で、次表のとおり、2,000 人以上も増加しています。しかも、毎年、

200 人前後も増えています<sup>1</sup>。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
企業内 弁護士(人)	1,442	1,707	1,931	2,161	2,418	2,629	2,820	2,965	3,184	3,391
前年比(人)	+263	+265	+224	+230	+257	+211	+191	+145	+219	+207

また、弁護士を採用している企業数も、直近 10 年間 (2015～2024 年度) で 742 社から 1,493 社となり、2 倍以上になっています<sup>2</sup>。

こうした事情を考えると、企業内弁護士を増やす傾向は、今後もさらに強まると見込まれます。

## (2) 法律事務所の採用状況

弁護士に対する需要の増大は、法律事務所でも同様です。いわゆる五大法律事務所 (西村あさひ法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、森・濱田松本法律事務所、TMI 総合法律事務所、長島・大野・友常法律事務所) は、毎年 200 人を超える新規登録弁護士を採用しています。五大法律事務所の 76 期司法修習生の採用数は 249 人です。76 期の新規登録弁護士 (新人弁護士) の数は、約 1,144 人ですので、新人弁護士の約 2 割が五大事務所に採用されたこととなります。五大事務所以外の大手事務所を含めれば、新人弁護士の 3 割がいわゆる大手事務所に採用されているのです。

このことは、中小や個人の事務所が新人弁護士を採用することを困難にするだけでなく、東京や大阪などの大都市圏以外の地域の法律事務所が新人弁護士を採用することを妨げる結果となっています。実際、76 期司法修習終了者で新規弁護士登録をした者のうち、東京三弁護士会に登録をした者は 60% を超える一方、2023 年 12 月 14 日の一斉登録の時点で、新規登録弁護士が 0 人か 1 人のいわゆる「ゼロワン弁護士会」が、25 会もあります。そのうち 10 会 (函館弁護士会、旭川弁護士会、釧路弁護士会、仙台弁護士会、福島県弁護士会、山形県弁護士会、秋田弁護士会、富山県弁護士会、島根県弁護士会、大分県弁護士会) は、新規登録弁護士が 0 人です。七大都市の一角を擁する仙台弁護士会でさえ、新規登録弁護士が全くいない有様です。これは、東京の大手法律事務所が新人弁護士の大半を吸収してしまい、東京以外の地域に新人弁護士が行き届いていない

<sup>1</sup> <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>

<sup>2</sup> <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/company.pdf>

ことを示しています。

### (3) 行政機関の弁護士需要も増大

日弁連の調査によると、行政機関（地方自治体を含みます。以下同じ。）が登用している任期付き弁護士数は、2013年に120人でしたが、2023年には243人に倍増しました。2023年9月時点で、法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県数は12（人数：21人）、市区町村数は107（人数：148人）にのぼっています。

### (4) 国際分野における弁護士不足

近年、国際的な紛争も増加の一途を辿り、とりわけアジアの法務市場における国際競争は非常に激しくなっています。今のままでは、アメリカや中国の弁護士に席卷されてしまうことは明らかです。国際競争力を持った弁護士、つまり、アジア地域の外国法や外国語の能力を持った弁護士を養成することも急務です。

特に、国際仲裁機関における仲裁件数を見ると、日本の国際競争力がいかに他国に劣っているか一目瞭然です。すなわち、国際仲裁機関における仲裁件数（2018年時点）は、フランスの国際商業会議所・国際仲裁裁判所（ICC-ICA）が842件、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）が402件、大韓商事仲裁法院（KCAB）が393件、ドイツ仲裁協会（DIS）が153件、香港国際仲裁センター（HKIAC）が265件、ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）が317件であるのに対し、日本の一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）はたったの9件となっています<sup>3</sup>。

これは、国際仲裁を扱える弁護士が日本にはわずかしかなかったこと、国際競争力が低下した結果、世界で日本の仲裁機関が選ばれることがほとんどなくなってしまったことを示しています。

つまり、このままでは、他国が作り上げた不利なルールの中での競争を余儀なくされかねません。我が国、そして世界中の国と企業が、自由で公正な国際的ルールの下で競争できるようにするためにも、弁護士を中心とする法曹人口を大幅に増やす必要があることは明らかです。

### (5) 需要の増大に逆行する司法試験合格者数

このように、直近10年間だけをみても、我が国のあらゆる分野で、弁護士需要が増えていることが明らかです。

ところが、司法試験合格者数は、次表のとおりで、2013年度以降2022年度まで、2015年度を除き、毎年、前年を下回り続けてきました。

---

<sup>3</sup> [sanko5-1.pdf \(shojihomu.or.jp\)](#)

昨年度の合格者数は1,781人（前年度比+398人）となっていますが、これは、昨年度から開始された在学中受験により合格した637人が含まれているからであり、これを除くと、前年度より合格者は減少しています（最終合格者数から在学中受験合格者数を除くと、1,144人となります。）。

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
合格数(人)	2,102	1,810	1,850	1,583	1,543	1,525	1,502	1,450	1,421	1,403	1,781
前年比(人)	-53	-239	+40	-267	-40	-18	-23	-52	-29	-18	+398

### 3 弁護士の質を担保するには数が必要である

一方で、弁護士増員が質の低下を招くと懸念する声もあります。しかし、弁護士は4万5,000人程度であるのに対し、医師は33万人以上います。ところが、医師については、「質が悪いから減らせ」といった議論はありません。医大に相当する法科大学院で、しっかりと教育した上で世に送り出せば、弁護士が増えたからといって、国民が困るような事態になるなどとはおおよそ考えられません。

従来、司法試験の合格者数を少なくすれば、優秀な人材だけが合格し、弁護士の質が向上すると考えられてきました。しかし、以前より合格率の高くなった近年において、弁護士の質が低下したという声はほとんどありません。

そもそも、試験で質を担保しようとする考え方は極めてナンセンスです。例えば、なぜ我が国のサッカーが強くなったか。それはサッカーをする子供が増えたからにはほかなりません。母数を増やし、その中からより優秀な人材が育成されるしか、弁護士の質を担保する方法はありません。

### 4 弁護士は「地方創生」に不可欠のインフラ

わが国において「地方創生」は重要な課題ですが、その鍵は、地方に根づく企業の活性化です。

現在、企業を取り巻く法的問題は、国際化、専門化、複雑化しており、それは地方の中小企業であっても同様です。こうした法律問題に適切に対処することなくして、地方の企業の活性化はあり得ません。それゆえ、法律問題に適切に対処できる環境、すなわち、地元で自社のニーズに合った弁護士に依頼できる環境は、地方創生に不可欠のインフラであるといえます。

ところが、現状、地方に弁護士が行き届いていないため、地方の企業は、地元で適切な弁護士を見つけることができず、結局、東京をはじめとする大都市の弁護士に依頼せざるを得ない状況です。

いくら通信技術が発達したとしても、「現地・現場・現物」の重要性は変わりません。対面でのコミュニケーションの重要性も変わりません。地方の企業は、打ち合わせや現場視察や裁判のために、遠方から弁護士に来てもらわなければならない、大都市の企業に比べ、時間やコストの面で、不利な競争環境に置かれています。これでは、地方の企業が、地元に残りたくても残れず、大都市に流出してしまうのは当然です。

「地方創生」を実現するには、弁護士というインフラが必要不可欠です。

## 5 司法試験合格者数と合格率を増やせば志願者が増える

### (1) 「年間 3,000 人、修了者の 7~8 割が合格」が多数の人材を呼び込んだ

法曹の量の上限を画する、司法試験の受験者数が激減していることは、深刻な問題です。現時点で、これを打開する唯一の方法は、司法試験合格者数と合格率を大幅に増やすことです。

法科大学院制度が始まった 2004 年には、法科大学院の志願者は 7 万 2,800 人もいました。その後も、しばらくの間は 4 万人近くの高水準を維持していました。司法試験の受験者数も、2011 年までは前年よりも増え続けました。数だけではありません。旧司法試験の時代と異なり、様々な専門知識や業界経験をもつ社会人、他学部出身者、外国育ちの者や外国の大学出身者など、多種多様な人材が大勢、法曹を志願しました。法科大学院がこれほどの人気を集めたのは、政府が「年間 3,000 人」「修了者の約 7~8 割」を司法試験に合格させる目標を掲げていたからです。これに魅かれて、法曹になるのは難しいと敬遠していた人材が、法科大学院に集まってきたのです。一流企業や官公庁を辞めて、あるいは、日中はフルタイムで仕事をしながら、法科大学院で学ぶ者も沢山いました。

ところが、司法試験合格者数や合格率が目標を大きく下回ったため、法科大学院志願者、そして司法試験の受験者が激減してしまったのです。

実際、大学を卒業し、さらに学費をかけて法科大学院に通ったにもかかわらず、司法試験に合格率が低いとなると、コスト、時間、リスクの面から司法試験を敬遠し、法曹志願者が減少するのは当然です。

したがって、司法試験の合格者数と合格率を大幅に増加させることこそが、法曹志願者を増やすために、最も現実的かつ効果的な対策であることは明らかです。

### (2) 司法試験合格率の上昇に伴い法科大学院志願者が増加

2017 年以降、合格者は減りつつも（2023 年度を除く。）、司法試験の合格率自体は上がり続けており、これに呼応するように 2018 年に過去最低

を記録した法科大学院志願者数・入学者数は、その後、増加傾向に転じています。法科大学院の志願者数は、2023年度は、10年振りに1万2,000人以上にまで回復し、2024年度は約1万3,500人となりました。

このように、司法試験合格率が上昇すれば、法科大学院志願者が増加し、ひいては法曹志願者が増加することは、既に実証されつつあります。

## 6 弁護士が増えて困る国民はいない

弁護士増員の必要性はこれまで述べてきたとおりですが、一方で、国民からみれば、弁護士にアクセスしやすくなるうえ、多種多様な弁護士の中から自分に合った弁護士を選べるため、弁護士は「多ければ多いほどよい」ことが明らかです。

つまり、弁護士を増員したとしても、これにより困る国民はいないということなのです。

## 7 結語

本年度の司法試験受験者数は3,779人でした。受験者の合格率が2023年度と同じ(45.34%)であれば、本年度の合格者数は1,713人になります。したがって、合格者数を実質的に維持するには、合格者数を1,713人以上にする必要があります。

もっとも、これまで述べたように、法曹の大幅な増員は急務であり、現状維持では足りないことはもはや明白です。

以上の次第で、当会は、2024年度の司法試験合格者数を少なくとも2,000人以上とするよう強く要請するものです。

以上